# 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に関する点検要領(例)

本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。なお、( ) 内は参考情報である。

### 1 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項で定められている定期点検に関して本工場 (事業場名を入れる)においては、以下の通り点検要領を定め、これに則り定期点検を実施する。

### 2 対象施設について

(1) 施設の名称

工場、工程施設

(2) 施設の種類

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設の場合もある)

(3) 扱う有害物質

化合物(物質名を入れる)

## 3 定期点検について

(1) 点検の体制

点検実施責任者... 工場長

点検実施者... 工程の作業員

(2) 点検の箇所・方法・頻度

箇所	方法	方法の詳細	頻度
施設本体	湛水試験	施設に水を張り、満水後 24 時間程放置して水位を測定、	年1回
		記録し、水位の変化が 5 mm 以内であることを確認する。	
床面及び	目視	施設本体の下部への有害物質を含む水の漏えいの有無の	年1回
周囲		確認。	
接続する	目視	配管等の亀裂、損傷その他の不具合の有無の確認。また、	年1回
配管等		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	
接続する	目視・測定	ひび割れ、被覆の損傷その他不具合の有無の確認。有害	6ヶ月に1
排水溝等		物質を含む水の地下への浸透の有無を、観測井	回
		の水質測定により確認。	
使用の方	担当者への	作業手順や、設備の作動状況・適切な運転や、有害物質	年1回
法	聞き取り	が漏えいした場合の手順についての確認	

## 4 定期点検の記録と保存について

- (1) 点検の記録は、別紙「点検記録表」に記録する。また、異常等が確認された場合には、詳細及び講じた措置を「異常等が確認された場合の点検記録表」にも記録する。
- (2) 点検の記録は、3年間保存( 異常等が確認された場合の点検記録表はなるべく長期保存することが望ましい) する。
- (3) 点検の記録は、施設管理課執務室内に保存する。

## 5 定期点検の計画的な実施について

(1) 点検については、毎年度別紙「点検計画表」に定めるとおり計画的に点検を行う。

### 6 日常点検の位置づけについて

(1) 日々の業務の中で目に見える範囲内で漏えい等に気がついた場合は、定期点検の際に異常等が確認された場合と同様の扱いとし、速やかに措置を講ずる。またその内容についても記録をし、3年間 (3年間以上が望ましい)保存する。